答申第１号
諮問第１号
件名：行政文書不開示決定に関する件

答　申

１　審査会の結論

みよし市長が、平成２３年８月２日付け２３み令職第９２号で行った行政文書不開示決定は、妥当である。

２　異議申立ての内容

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成２３年７月２８日付けでみよし市情報公開条例（平成１３年三好町条例第２号）に基づき行った行政文書開示請求に対し、みよし市長が同年８月２日付けで行った行政文書不開示決定処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

職員がたばこを吸っている時間は手休め時間と言っているが、市役所内にそのような就業規則及び服務規定はなく、また、労働基準法にも規定はないが、何らかの規則があるはずだというものである。

３　実施機関の主張要旨

実施機関は、次の理由により本件行政文書を不開示としたというものである。

(1) 本件開示請求について

本件開示請求は、職員がたばこを吸う時間の根拠、また、市議会にて市幹部職員が勤務時間中の喫煙を「手休め時間」、「たばこを吸うと能率が上がる」と答弁したことに対し、手休め時間の根拠、たばこを吸うとどのように能率が上がるかを知りたいとして開示請求がなされたものである。

(2) 不開示理由

勤務時間中の喫煙は、一定時間の勤務を続けた場合の軽い疲労を回復し、職務能率の増進を図ることを目的として必要最小限で認められるものであり、その性質から規定を定めなくとも当然のことと考えているため、「たばこを吸う時間の根拠が規定されている文書」は存在しないとしたものである。また、「平成２３年３月議会にてたばこを吸うと能率が上がるといっているが、どのように上がるかが分かる文書」については、長時間の勤務を継続した上で疲労を回復し、職務能率の向上を図るという観点で「手休め時間」と議会において答弁したものであり、該当する文書は存在せず、「手休め時間の法的根拠を示す文書」も、法的に規定されているものがないため、文書は存在しないとしたものである。

(3) 異議申立てについて

異議申立人は、異議申立ての理由として、市役所内の就業規則及び服務規定並びに労働基準

法に、たばこを吸う時間を手休め時間と言っているものがないとしているが、労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第８９条において作成義務がある就業規則は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第５８条第３項において適用除外とされていることから、市においては就業規則そのものを定めていない。また、職員の服務に関する規定を定めたみよし市職員服務規程（平成１７年三好町規程第３号）においても、勤務時間中の喫煙は前号の理由により、規定しなくともその性質から当然のことであることから、喫煙時間に関すること、喫煙時間を手休め時間とする規定を定めていない。なお、労働基準法においても、喫煙時間に関すること、喫煙時間を手休め時間とする規定は存在しない。

４　審査会の判断

(1) 本件対象行政文書について

本件開示請求の対象は、たばこを吸う時間の根拠が規定されている文書、たばこを吸うと能率が上がることが分かる行政文書及び手休め時間の法的根拠を示す文書であり、実施機関は本件対象文書を作成及び取得していないことを理由に本件処分を行った。

これに対し、異議申立人は、市役所内の就業規則及び服務規定並びに労働基準法に、たばこを吸う時間が手休め時間といっているものがないので他に何かあるはずだ、と主張しているので、本件対象行政文書の存否について検討する。

(2) 本件対象行政文書の存否等について

異議申立人は、市議会でたばこを吸う時間を手休め時間と答弁しているが、その根拠がないと主張する。

これに対し、実施機関は、労働基準法で規定される就業規則の作成は、地方公務員法において適用除外とされているため定めておらず、また、職員の服務に関して定めたみよし市職員服務規程においても、喫煙の性質から考慮し、特段規定する必要がないことから、そのような行政文書は存在しないと説明している。また、労働条件の最低条件を定めた労働基準法においても、手休め時間の規定は存在しないと説明している。

このような実施機関の説明は、法令の規定、喫煙の性質を考慮すると、特段の不合理な点はないと認められる。

なお、異議申立人が主張する市議会での市幹部職員の答弁について、喫煙は気分転換、水分補給などの手休め時間の一つであり、疲労を回復し、職務能率の向上を図るという観点から発言したものということであるが、本議会の会議録をみても、発言の根拠となる行政文書の存在を明らかにしているわけではなく、社会通念上の解釈から発言したものと判断されるため、本件処分の妥当性を判断するに当たって考慮すべき事情とは言えないものと考える。

(3) 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他にも反論書において種々主張するが、いずれも審査会の上記の判断を左右するものではない。

(4) まとめ

以上により、「１　審査会の結論」のとおり判断する。

なお、当審査会は、実施機関が行った行政文書の開示及び不開示の決定に係る不服申立てについて調査審議を行い、当該決定の妥当性を判断するための諮問機関である。このため、当審

査会は、職員の勤務時間中の喫煙に関してどのように規定されるべきかについて、調査審議すべき立場にないことを申し添える。

（審査会の処理経過）

日　　付	内　　容
平成２３年　８月１１日	諮問
平成２３年　８月３０日	異議申立人に実施機関からの弁明書を送付
平成２３年　９月２８日	異議申立人からの反論書を実施機関に送付
平成２３年１０月２５日	第４回審査会（審議）